

神戸家庭裁判所委員会議事概要

1 日時

平成23年2月9日（水）午後1時30分から午後4時30分まで

2 場所

神戸家庭裁判所大会議室

3 出席者

（委員）谷口幸博（委員長），生熊正子，面出輝幸，迫田博幸，島宣満，
中村留美，西誠子，橋口朱美，花岡正浩，平地正宜，六車ゆき子，
村田一実，森岡正芳

（敬称略）

（オブザーバー）荒金博之，小橋正宣，大西敏雄

（庶務）新津隆弘，梅村哲也，三好敏夫

（説明者）高橋良次，安原宜通

4 議事

(1) 神戸家庭裁判所長あいさつ

(2) 新任委員の紹介

(3) 委員長選出

委員長不在につき，選任し，互選の結果，谷口委員が委員長に選任された。

(4) 委員長代理の指名

委員長代理には，生熊委員が指名された。

(5) 裁判所からの報告

庶務から「第三期裁判所委員会についてのアンケート調査」及びその回答についての報告並びに「来庁者アンケート『利用者の声』」についての集計結果報告が行われた。

(6) 家庭裁判所における広報活動及び利便性の向上等について

ア 裁判所ウェブサイトの紹介

イ 裁判所ウェブサイトの利用促進状況及び関係機関との連携についての
説明（別紙第1のとおり）

ウ 広報活動についての説明（別紙第2のとおり）

(7) 意見交換

別紙第3のとおり

(8) 次回の神戸家庭裁判所委員会開催日時

平成23年7月13日（水）午後1時30分

(9) 次回のテーマ

成年後見制度について

(別紙第1)

ウェブサイトの利用促進及び関係機関との連携について

1 ウェブサイトの利用促進について

(1) ウェブサイトの周知

- ア 庁舎内にウェブサイトの案内文を掲示するとともに備え置いている。
- イ 家事手続案内の利用者に対して、ウェブサイトの情報提供を行っている。
- ウ ウェブサイトの案内を記載した申立説明書等を関係機関に配布している。

(2) ウェブサイトの充実

平成23年4月設置予定の「後見センター」の紹介及び即日審判（簡易な審査で審判できる種類の事件について、申し立てをした日のうちに審判を行う手続）に関する説明などをウェブサイトに掲載する予定である。

2 関係機関との連携

(1) 法テラスとの連携

来庁者や電話による問い合わせに対して、裁判所外の手続に関することや法律相談など、裁判所では回答できないような内容である場合は、法テラスを紹介し、利用者が適切な情報やサービスにアクセスできるよう配慮している。

その一方で、法テラスが、利用者に対し、より有用な情報提供ができるように、法テラスの研修に、裁判所職員が参加し、家庭裁判所の窓口事務や成年後見制度などについて説明を行い、家庭裁判所の手続について理解を深めてもらうように努力している。

(2) 家事事件申立説明書の関係機関への配布

申立説明書や定型申立書用紙を一層有効に活用するため、裁判所の受付窓口に加え、兵庫県弁護士会の総合法律センター（神戸相談所）、神戸市市民法律相談窓口などの関係機関に夫婦関係調整調停事件や相続放棄事件の申立説明書等を備え置いている。

(別紙第2)

広報活動について

1 はじめに

当庁における広報活動は、庁舎見学及び憲法週間記念行事並びに法の日週間記念行事によるものがあげられる。

2 庁舎見学について

見学者の希望に応じて、少年事件の手続や家事事件の手続について事前に説明し、法廷等の見学を実施している。

3 憲法週間、法の日週間記念行事

(1) 憲法週間、法の日週間について

全国の裁判所では、5月3日の憲法記念日を中心とした5月1日から7日までの期間を憲法週間として、また、10月1日は法の日となっており、10月1日から7日までの期間を法の日週間として、毎年5月及び10月ころに、広報行事を行っている。

(2) テーマについて

当庁で行っている広報行事で、最も取り扱ったことが多いテーマは成年後見制度及び模擬少年審判である。

(3) 広報活動について

ウェブサイトには広報行事の案内を掲載し、関係機関、駅及び大学等にチラシやポスターの掲示を依頼している。

(4) 平成22年実施の広報行事について

6月16日に憲法週間記念行事として、「少年審判ってどういうもの？」と題して、一般市民を対象とした説明会及び庁舎見学会を行なった。

また、11月2日には法の日週間記念行事として、成年後見制度説明会を行った。

昨年度の参加人数は、例年に比べ多かったが、行事によっては、参加人数が非常に少なく、参加人数を確保するための広報活動等が課題となっている。

(別紙第3)

意見交換

※(委員長は●, 委員は○, 庶務は△, 説明者は□で表示する。)

● 裁判所ウェブサイトを見た感想や裁判所ウェブサイトの構成や内容について、何か意見はありますか。

○ 「家事手続案内について」のチラシを見ると、家事事件の手続案内は、「家事事件の手続について説明、案内をするものであり、「法律相談」や「身上相談」ではありません。」との記載があり、そのことからすると、いかに市民が法律相談や身上相談と勘違いして来られているのかが分かります。しかし、市民が裁判所ウェブサイトを見るときは、生活に困ったときだと思います。法律相談ができるのは法テラスなどですので、裁判所ウェブサイトに法テラスのリンクをもっと分かるような形で貼ることはできないのでしょうか。また、法テラスの意味が分からない人も多いと思うので、裁判所ウェブサイトに、こういう場合は法テラスに相談してくださいといった記載があれば、より分かりやすいと思います。

○ 神戸家庭裁判所に用事がある人は、まずは、「神戸家庭裁判所」で検索することが多いと思います。「神戸家庭裁判所」で検索すると、神戸地方裁判所・神戸家庭裁判所のトップページが開くので、神戸地方裁判所・神戸家庭裁判所のページの充実は欠かせないと思います。

裁判所といえば、湊川神社の横にある神戸地方裁判所をイメージする人が多いと思います。ですので、裁判所ウェブサイトのタイトルとして「神戸地方裁判所・神戸家庭裁判所」という並べ方をすると、神戸地方裁判所の近くに神戸家庭裁判所があるという誤解をする人がいるかもしれません。「神戸地方裁判所・神戸家庭裁判所」と一緒に表示をして良いのか疑問に感じました。

国税庁のウェブサイトを開くと、項目は多いですが、税金の仕組みを広く周知するために、子どものためのページがあります。このページでは、NHKの「忍たま」が、税金の仕組みを解説したり、税金に関するクイズを出題したり

します。今後、学校が、社会の機関や会社がどういう仕組みなのか、従来とは違う教育をしていく中で、裁判所について興味があると思いますので、子どもを意識したページがあっても良いと思いました。

- 神戸地方裁判所と神戸家庭裁判所のウェブサイト을別々にする取組はあるのですか。

△ 最高裁判所でガイドラインが決まっています。東京は地方裁判所と家庭裁判所が別々のウェブサイトになっています。しかし、神戸の裁判所の規模はそれほど大きくないということもあり、地方裁判所、家庭裁判所のウェブサイトは一緒になっています。

- ウェブサイトを別々にして欲しいという声がたくさんあれば、将来的に神戸地方裁判所と神戸家庭裁判所のウェブサイトを分けることになるかもしれません。

○ 裁判所のウェブサイトを見て、利用手続の方法などについては整備されていると感じました。一方で、私が初めて裁判所のウェブサイトを見たとき、目的のページまでたどり着くことができませんでした。先程の裁判所ウェブサイトの紹介を見て、こんなにたくさん内容があることが分かりました。

裁判所のウェブサイトを見るケースとしては、裁判所を利用するニーズがあってウェブサイトを見るケース、裁判所の知識を得るためにウェブサイトを見るケースの2つあると思います。裁判所を利用するニーズがある場合は、ウェブサイトを見てもらうための努力はそれ程必要ないと思いますが、広く裁判所の仕組みなどを知らせるのであれば、ウェブサイトを見てもらうための努力が必要だと思います。また、一般の人や子どもを対象にしたウェブサイトがあっても良いと思います。

○ 最近、裁判所ウェブサイトの申立書の関係が非常に充実してきており、市民相談等で裁判所ウェブサイトを案内すれば、相談者は必要な書類を取り出すことができているようです。裁判所ウェブサイトは、非常に使

いやしく、ウェブサイトの存在を伝えることができる誰かがいれば良いと思います。市町村などの相談業務の担当者に、裁判所ウェブサイトのアピールをすれば、もっと、裁判所ウェブサイトを使ってもらえると思います。

- 委員が所属している団体では、どのようなことに留意してウェブサイトを作っているのですか。弁護士会はいかがですか。
- 内容は広報を中心として、シンプルにウェブサイトを作っていると聞いています。
- 大学のウェブサイトでは、どのような点を工夫していますか。
- 大学のウェブサイトでは、動画などを使って受験者を集めるための工夫をしています。

裁判所のウェブサイトの目的は何でしょうか。目的があれば、裁判所ウェブサイトの工夫の仕方も見えてくるとと思います。

- 裁判所ウェブサイトの目的は、利用者が裁判所ウェブサイトさえ見れば裁判所の手続が分かるような情報を提供することです。裁判所ウェブサイトを見て、手続の内容が理解でき、裁判所ウェブサイトから申立書をダウンロードできるのならば、裁判所の窓口まで来る必要はありません。
- そういう目的であるならば、裁判所ウェブサイトは十分役に立っていると思います。
- 私たちは、毎月ログ解析を行っています。ウェブサイトのログ解析を行って、コンテンツを変更しています。それは、私たちのウェブサイトは私たちの会社をPRするために必要だからです。しかし、裁判所のウェブサイトは裁判所をPRすることはあまり考えていないと思います。

裁判所のウェブサイトが利用者の利便性の向上などを目的としているのであれば、裁判所ウェブサイトは十分に役に立っていると思います。ただ、ウェブサイトの活用方法としては、もったいないと思います。大

勢の人に裁判所の仕事をPRするためのウェブサイトの活用の仕方があっても良いと思います。ただし、これはウェブサイトを作る考え方の問題だと思いますので、裁判所の考え方で、裁判所ウェブサイトを作成すれば良いと思います。

- 大勢の人にウェブサイトを見てもらうためには、ウェブサイトを開く度に違った情報があるというのが最大のポイントです。リピーターを作ることが、PRを主眼としたウェブサイトの作り方です。
- 裁判所の封筒にウェブサイトのアドレスを書いていると、裁判所に電話するよりも裁判所のウェブサイト見ると思います。また、裁判所を利用しようと考えている人も裁判所のウェブサイトを調べると思います。
- 弁護士に相談に来る方は、ウェブサイトでいろいろ調べているのでしょうか。
- ウェブサイトで調べて、相談に来ています。ただ、裁判所ウェブサイトで調べているかは分かりません。ウェブサイトの検索をすると、例えば、養育費の審判に関わるウェブサイトが多く出てきますので、そちらで調べているのかもしれませんが。
- 裁判所は、市役所、弁護士会等に申立書の備置きをお願いしています。それ以外のどこか相談窓口や機関にも申立書の備置きをしたらどうかという意見はありますか。
- 介護施設や支援センターに申立書等を置いているのでしょうか。
- 介護施設等には申立書等は置いていません。しかし、神戸市成年後見支援センターには、申立書を備置いていますので、センターに相談に行かれたら、申立書等は手に入ると思います。
- 裁判所と関係機関との連携について、何か意見はありますか。
- 本庁と司法書士会との連携はできていると思います。ただ、裁判所の支部になると連携がうまくいっていない部分がありますので、支部ごとに連絡を取り合うことができればと思います。

- 他に何か意見はありますか。
- 裁判所ウェブサイトの内容によって、利用者は違ってくると思います。裁判所ウェブサイトにも子どもの視点に立った内容などを入れてはどうでしょうか。
- 若い人たちの司法制度の理解，利用促進をするためには，携帯専用のウェブサイトがあっても良いと思います。また，裁判所に合うかどうかは分かりませんが，ツイッターのように言葉のやり取りをしながら，つながりを持たせるような仕掛けもあります。
- 裁判所の広報活動について，何か感想や意見はありますか。
- 年間の広報行事の日程を早く伝えることができれば，参加者が増えると思います。
- 広報行事のテーマについて，何か意見はありますか。
- 成年後見制度のトラブルや問題であるとか，少年犯罪に関して，家庭の問題点とか，離婚調停に関して，現在家族がどうなっているのかとか，現実に起こっていることについて，社会がこれからどうしていけば良いかなど，聴かしてもらえそうな活動があれば良いと思いました。たとえば，少年事件を減らすために，家庭はどうあるべきか，社会はどうあるべきか，示唆してもらえそうな企画があれば良いと思います。
- 私は，広報行事に3回程出席しましたが，一般の方が参加できる模擬審判があるときは，参加人数が多かったと思います。リピーターの方もいるので，そういう方から口コミでPRしてもらおうというのも一つの方法だと思います。
- 以上をもって，意見交換を終わらせていただきます。貴重な御意見等をいただき，どうもありがとうございました。